

令和2年9月14日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

給付金・助成金の追加 感染症拡大により影響を受ける事業者の下支え

【概要】

新型コロナウイルス感染症により事業環境が著しく困難になられた事業者並び当該事業者
に雇用される従業員救済の目玉事業とされている持続化給付金及び雇用調整助成金に
ついて今回追加の公示がされました。まだ申請が済みでない場合はこの機会に是非ご
検討いただきたいと思ひます。

なお、持続化給付金の給付対象となる事業者は中小企業、小規模事業者、個人事業
者となります。

【追加の対象】

持続化給付金は当初第一次、第二次補正予算で予算が計上されていましたが、現在
既に322万件4.2兆円が支出されました。今回の措置で今後も申請が続くとみられる
ことから80万件分に対応できる9,150億円の予算追加が決まりました。

また雇用調整助成金は9月末までとされてきた給付期限が12月末に延長されました。

【給付額】

持続化給付金については、法人が最大200万円、個人事業が最大100万円となっ
ており、雇用調整助成金は1日あたり最大15,000円となっています。

【支給要件】

持続化給付金につきましては今年1月からいずれかの月の売上が前年同月比で50%
以上減少している者で、今年対象とする売上が下がった月の売上と前年同月の売上と
の差額を12倍した額より多いことが要件となります(それより低い場合は調整が入
ります。)

雇用調整助成金は直近の売上が前年同月比で5%以上減少している者で、従業員を一
時的に休業させその間に休業手当を支給しているなど従業員の雇用維持を図った者
となります。

【予算】

持続化給付金及び雇用調整助成金はともに第二次補正予算成立時に計上された予備
費10兆円から補填されます。